

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 24 年 3 月 29 日・東京都規則第 14 号

1 概要

(1) 改正理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と埼玉県「目標設定型排出量取引制度」との連携に伴い、一部の振替可能削減量を双方の排出量取引と削減義務に利用できるようにするとともに、所要の規定を整備する。

(2) 改正内容

- ア 振替可能削減量の利用可能期間に係る規定（第 4 条の 10 第 1 項関係）
- イ 都外削減量を創出できる事業所の要件に係る規定（第 4 条の 11 の 3 第 1 項関係）
- ウ その他削減量に係る規定（第 4 条の 13 の 3 第 1 項関係）
- エ 振替可能削減量の連携県口座等への移転に係る規定（第 4 条の 13 の 2 関係）
- オ 義務充当後の二重利用の防止に係る規定（第 4 条の 14 関係）
- カ 都の口座簿における記録事項に係る規定（第 4 条の 21 の 3 関係）
- キ 振替可能削減量の振替等の記録に係る規定（第 4 条の 21 の 7 第 1 項及び第 3 項関係）
- ク 連携県口座等との間の振替の記録に係る規定（第 4 条の 21 の 7 の 2 関係）
- ケ 振替可能削減量の振替等の申請に係る規定（第 4 条の 21 の 8 第 1 項関係）
- コ 振替可能削減量の発行等の申請に係る規定（第 4 条の 21 の 8 第 2 項関係）
- サ 振替可能削減量の発行等申請の添付書類に係る規定（第 4 条の 21 の 8 第 3 項関係）

2 施行日

平成 24 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171